

新設電源の運開遅延における扱いについて

2026年5月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 新設電源の運開遅延における検討項目
3. 運開遅延時の整理状況
4. 運開遅延に関する対応の方向性
5. 検討項目① 市場退出表明期限までの市場退出の扱い
6. 検討項目② 市場退出表明期限後のペナルティの扱い
7. まとめ

- 2025年度包括的検証の検証項目として、「現在の仕組みの再確認」の中に「リクワイアメント、ペナルティ強度の状況」を設け、計画停止のリクワイアメントについて検証した。
- 検証結果を踏まえ、容量市場で落札した年度途中で運開する電源（以降「期中運開電源」とする）における、「容量停止計画」をはじめとしたリクワイアメント/ペナルティの見直し案を検討した。
- 第72回本検討会で、見直し案について報告し、2026年度（対象実需給年度：2030年度）メインオークション募集要綱・容量確保契約約款への反映を進めているところ。
- 今回は、**新設電源の運開遅延時の扱い**について議論いただきたい。

5. まとめ

第72回 容量市場の在り方等
に関する検討会 資料6より
(2026年3月27日)

- 容量市場では、落札電源に対して年度毎に契約を締結し、実需給年度を通じた供給力の提供を求めている。
- ただし新設電源は運開時期が期中となる場合が想定されるため、運開時期を不要に翌年度へ遅らせることのないよう、参加登録時の期待容量の登録において、運転開始前期間のアセスメント対象容量を0として登録を行うことで、期中運開を年間の契約容量に反映している。
- 今回、上記に該当する新規運開電源に関して、計画停止をはじめとしたリクワイアメント・ペナルティの見直し案の検討を行った。
- 次回以降、これまでの国の審議会での整理も踏まえ、運開遅延の扱いについても検討を進めていく。

- 第72回本検討会で期中運開電源に関するリクワイアメントの検討の方向性について報告し、2026年度（対象実需給年度：2030年度）メインオークション募集要綱・容量確保契約約款へ反映の準備を進めている。

第72回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6より
(2026年3月27日)

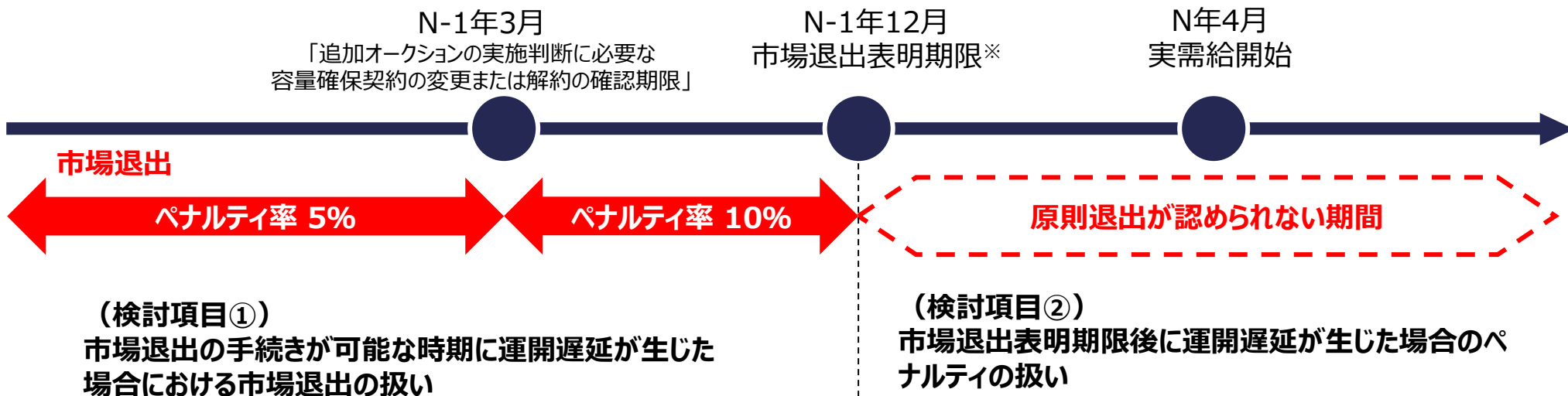
3. 期中運開電源に関するリクワイアメントの検討の方向性

- 期中運開電源に関するリクワイアメント等に関する検討項目と対応の方向性を以下に示す。
- ①②③の項目について次ページ以降で詳しく説明する。

検討項目	検討内容	対応の方向性
① 「計画停止」のリクワイアメントについて	期中運開電源の場合、運開前の期間については容量停止計画の対象外のため、例えば11月1日に運開する電源は、運開後の全期間で容量停止計画を提出した場合においても、控除日数に収まる。	年間のコマ数と、1コマあたりのペナルティレートを、運開後の期間ごとに設定する。
② 実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額について	実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額は容量確保契約金額×18.3%としている。期中運開電源は、運開後の全期間で経済的ペナルティが上限まで発生した場合において、容量確保契約金額よりも経済的ペナルティ金額が下回る場合がある。	月間上限額を、運開後の期間ごとに設定する。
③ 容量確保契約金額の支払時期について	容量確保契約金額を12で除した金額から実需給期間中の経済的ペナルティ等を差し引いた金額を、容量提供事業者へ各月支払う仕組みとなっているため、期中運開電源については運開前から各月の容量確保契約金額の支払いが行われる。このため、期中運開後の経済的ペナルティの状況によっては、月ごとの経済的ペナルティが容量確保契約金額を上回る可能性が高くなる。	容量確保契約金額を運転月数で除した額を各月に支払うこととし、運開後に支払を開始する。

2. 新設電源の運開遅延における検討項目

- 新設電源は、参加登録で運開時期を設定した上で容量市場のオークションに応札するが、落札後に運転開始する時期の遅延（運開遅延）が生じる可能性がある。
- 現行のメイン/追加オークションの仕組みでは、実際の運開時期が同一の場合においても、当初の計画通り期中運開する電源と、運開遅延により期中運開となった電源では契約容量に対するkW価値への対価が同一とならないことがあり、公平性の観点から両者の平仄を合わせるためには募集要綱・約款を見直す必要がある。
- 上記を踏まえ、**①市場退出の手続きが可能な時期に運開遅延が生じた場合における市場退出の扱い**や**②市場退出表明期限後に運開遅延が生じた場合のペナルティの扱い**についての検討を行った。



※ 事後の容量拠出金算定等のスケジュールを考慮し12月末と設定している

3. 運開遅延時の整理状況

容量確保契約約款 市場退出

- 容量確保契約約款では、契約容量の一部を市場退出として取り扱うケースについて記載しているが、「運開遅延」については、市場退出に該当するかの記載はない。

容量確保契約約款 第12条 市場退出 抜粋

- ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が第 11 条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量又は一部
- ② 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行った容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替後の容量を差し引いた容量
- ③ 対応するオークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、又は提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、対応するオークションにおける当該電源の契約容量の全量
- ④ 電源等の区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申告書を締結しない、又は給電申告書を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑤ 電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と第 14 条第 1 項第 1 号(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量

- ⑥ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑦ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合又は本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑧ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの最終結果を差し引いた容量
- ⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
- ⑩ 契約電源が FIT 電源又は FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量（ただし、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、一部退出を認める場合がある）
- ⑪ リリースオークションによりリリースされた契約容量
- ⑫ 既設の火力電源が長期脱炭素電源オークションにて落札され、長期脱炭素電源オークションの制度適用となった容量
- ⑬ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量

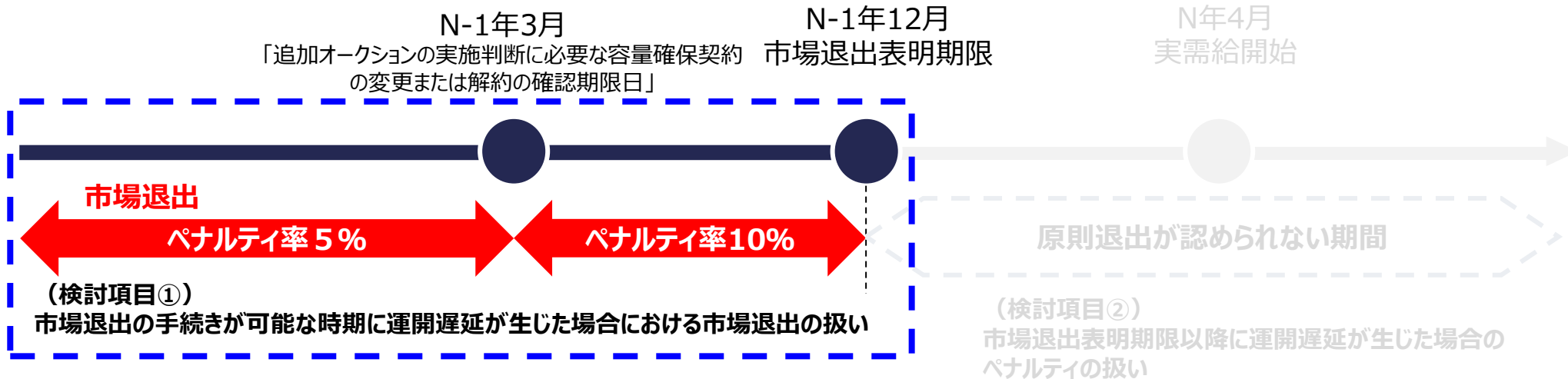
4. 運開遅延に関する対応の方向性

- 運開遅延に関する検討項目について、対応の方向性を以下に示す。
- 検討内容については、次ページ以降で詳しく説明する。

検討項目		対応の方向性
①	市場退出表明期限までの市場退出の扱い	市場退出表明期限までは運開遅延に対し、一部市場退出（以下、「部分退出」という。）を可能として、容量確保契約約款を改定し、市場退出の要件として追加する。
②	市場退出表明期限後のペナルティの扱い	市場退出期限を過ぎた場合の運開遅延に適用できる部分退出相当のペナルティ（容量確保契約金額の110%相当）を設計し、供給力の提供が開始できない事象に対応する。また、ペナルティの新設に紐づく詳細設計を行う。

5. 検討項目① 市場退出表明期限までの市場退出の扱い 運開遅延電源の部分退出の扱い

■ 運開遅延の対象となる期間に対し、現行で設定されている市場退出のペナルティ率を用い、**月単位での部分退出を可能とする**ことで、**当初の計画通り期中運開する電源の契約容量に対するkW価値への対価との整合を取る**こととしてはどうか。



(運開時期が4月から8月に遅延した電源の**アセスメント対象容量**設定の例)

単位：万kW

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	契約容量
運開遅延前	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
運開遅延後	0	0	0	0	120	120	120	120	120	120	120	120	80
計画通り期中運開する電源	0	0	0	0	120	120	120	120	120	120	120	120	80

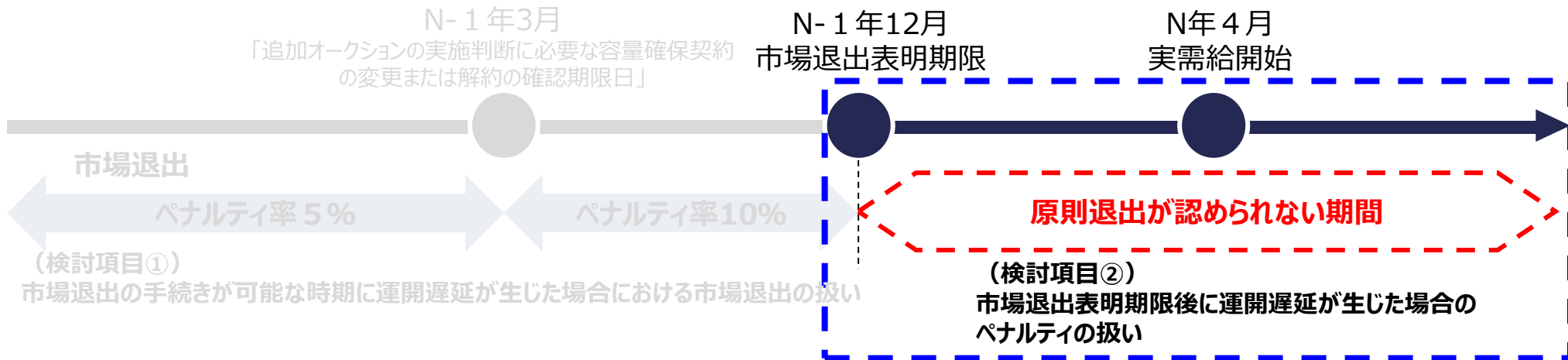
部分退出

市場退出表明時期に応じた経済的ペナルティが発生

運開遅延電源と当初の計画通り期中運開する電源の契約容量が同等となる

6. 検討項目② 市場退出表明期限後のペナルティの扱い

- 運開遅延の判明が市場退出表明期限後となる可能性もあるが、その場合は原則市場退出として取り扱うことはできない。
- 事前に部分退出した電源との公平性の観点から、市場退出表明期限を過ぎてから運開遅延が生じた電源は、直前の部分退出と実需給期間中のペナルティ上限（容量確保契約金額の110%）も踏まえ、**遅延期間の容量確保契約金額に対し110%相当のペナルティを新設**することでどうか。



(運開時期が4月から8月に遅延した電源の容量確保契約金額の例)

単位：億円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
期限までに市場退出を表明できなかった電源	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1200
事前に部分退出した電源※	0	0	0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	800

→ 部分退出と同等に収支が▲40億円となるよう、440億円（＝容量確保契約金額（400億円）×110%）のペナルティを新設

※ 実需給期間前に40億円の退出ペナルティが発生（ペナルティ率10%の場合）

6. 検討項目② 市場退出表明期限後のペナルティの扱い ペナルティの詳細設計（供給力提供開始の証明、ペナルティ発生時期）

- 市場退出表明期限後の運開遅延におけるペナルティにおける詳細設計は以下の通りとしてはどうか。
 - 運開時期を明確にするため、**新規運開する安定電源および変動電源に「供給力提供開始の証明等（以下、「運開証明」という。）」の提出を求める**
 - 未運開の期間は、**容量確保契約金額の月額額の110%の経済的ペナルティが発生する**
 - 未運開の期間は、**アセスメント対象容量はゼロとみなし、他のリクワイアメント/アセスメントの対象外とする**
 - 当該ペナルティは実需給期間中の経済的ペナルティとして扱う



(月ごとの収支※の例)

※ 容量確保契約金額の交付金額 - 経済的ペナルティの請求金額

単位：億円

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
-10	-10	-10	-10	100	100	100	100	100	100	100	100	760

未運開期間は各月ペナルティが発生

運開証明の提出により、運開後の期間は容量確保契約金額を交付

(アセスメント対象容量 (みなし) の例)

単位：万kW

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
みなし前	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
みなし後	0	0	0	0	120	120	120	120	120	120	120	120

他のリクワイアメント/アセスメントの対象外

6. 検討項目② 市場退出表明期限後のペナルティの扱い 期中運開電源のリクワイアメント等の扱いの適用

■ 運開（運開証明提出）後は、第72回本検討で整理した期中運開電源のリクワイアメント等の扱いと同様に、以下の内容を適用する。

- 運開時期に応じた容量停止計画の控除日数（コマ数）
- 運開時期に応じた容量停止計画のペナルティレート
- 運開時期に応じた実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額レート

第72回 容量市場の在り方等に関する検討会
資料6より（2026年3月27日）

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案

事例① 15

① 運開後に出力停止等があった場合のペナルティレート

- 検討の方向性としては、既設電源との公平性を考慮し、運開の時期に応じた控除日数と1コマあたりのペナルティレートを設定することが考えられる。
- 期中運開電源の場合、以下表のとおり、控除日数と、1コマあたりのペナルティレートを、運開後の期間に応じて設定することとしてはどうか。

運開月	控除日数（コマ数）※1	運開月	ペナルティレート※2
4月	8,640コマ（180日相当、約款に記載の通り）	4月	0.0125%（約款に記載の通り）
5月	7,929コマ（8,640コマ × 335 ÷ 365）	5月	0.0134%（（110% ÷（185 × 335 ÷ 365）） ÷ 48）
6月	7,196コマ（8,640コマ × 304 ÷ 365）	6月	0.0148%（（110% ÷（185 × 304 ÷ 365）） ÷ 48）
7月	6,485コマ（8,640コマ × 274 ÷ 365）	7月	0.0165%（（110% ÷（185 × 274 ÷ 365）） ÷ 48）
8月	5,752コマ（8,640コマ × 243 ÷ 365）	8月	0.0186%（（110% ÷（185 × 243 ÷ 365）） ÷ 48）
9月	5,018コマ（8,640コマ × 212 ÷ 365）	9月	0.0213%（（110% ÷（185 × 212 ÷ 365）） ÷ 48）
10月	4,308コマ（8,640コマ × 182 ÷ 365）	10月	0.0248%（（110% ÷（185 × 182 ÷ 365）） ÷ 48）
11月	3,574コマ（8,640コマ × 151 ÷ 365）	11月	0.0299%（（110% ÷（185 × 151 ÷ 365）） ÷ 48）
12月	2,864コマ（8,640コマ × 121 ÷ 365）	12月	0.0373%（（110% ÷（185 × 121 ÷ 365）） ÷ 48）
1月	2,130コマ（8,640コマ × 90 ÷ 365）	1月	0.0502%（（110% ÷（185 × 90 ÷ 365）） ÷ 48）
2月	1,396コマ（8,640コマ × 59 ÷ 365）	2月	0.0766%（（110% ÷（185 × 59 ÷ 365）） ÷ 48）
3月	733コマ（8,640コマ × 31 ÷ 365）	3月	0.1458%（（110% ÷（185 × 31 ÷ 365）） ÷ 48）

※1 ※2 検討会で整理を行うにあたり必要なイメージを記載。詳細な数字は業務マニュアル等で詳細説明。また、月途中で運開する場合は、翌日より運開するものとする。

4. 期中運開電源に関するリクワイアメントの見直し案

事例② 17

② 実需給期間中の経済的ペナルティの月間上限額レート

- 実需給期間中の月間上限額は、早期に上限まで経済的ペナルティが生じた場合においても、年間を通じて供給力の提供を行うことに対するインセンティブとして設定している。
- 現在の月間上限額のレートは、年間を通じて供給力を提供することを前提に設定していることから、期中運開電源については、**運開月に応じたレートを設定**することが考えられる。
- 現行の整理では「高需要期の6か月間のインセンティブを確保するため、年間上限額の110%を6で除して18.3%としている」ことを踏まえ、以下のとおり期中運開電源のレートを設定してはどうか。

<期中運開電源の月間上限額の考え方>

運開月	月間上限額	運開月	月間上限額
4月	18.3%（110% ÷ 6か月）	10月	36.7%（110% ÷ 3か月）
5月	20.0%（110% ÷ 5.5か月）	11月	44.0%（110% ÷ 2.5か月）
6月	22.0%（110% ÷ 5か月）	12月	55.0%（110% ÷ 2か月）
7月	24.4%（110% ÷ 4.5か月）	1月	73.3%（110% ÷ 1.5か月）
8月	27.5%（110% ÷ 4か月）	2月	110.0%（110% ÷ 1か月）
9月	31.4%（110% ÷ 3.5か月）	3月	規定なし（年間上限額を超過するため）

※検討会で整理を行うにあたり必要なイメージを記載。詳細な数字は業務マニュアル等で詳細説明。
※実際のペナルティ金額は年間上限額の110%を考慮。
※月途中で運開する場合は、翌日より運開するものとする。

- 容量市場に落札した新設電源において、当初の計画から運開遅延が生じた場合の扱いについて、2026年度（対象実需給年度2030年度）メインオークションからの適用に向け検討を行った。
- 今回の検討結果を踏まえ、以下の対応方針とすることでどうか。
 - 市場退出表明期限である実需給前年度の12月末までは月単位での部分退出を退出要件に追加する
 - 市場退出表明期限後に判明した場合は、部分退出相当となる運開遅延ペナルティを新たに設計する